

j
令和6年4月25日招集

令和6年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第4回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第4回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年4月25日（木） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	12番	寒河江一浩
13番	大江正好	14番	加藤友英	15番	中谷裕
16番	高橋浩一	17番	東海林光輝	18番	門脇功
19番	菅原繁治				

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第5号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第31号 農用地利用集積計画について
- 第 8 議第32号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 9 議第33号 東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- 第 10 農地あっせん委員会の報告
- 第 11 農地転用委員会の報告
- 第 12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長 深瀬 忠 農政主査兼係長 高橋 範一
農地係長 後藤 美智子

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

8番 石山一穂委員、9番 栗原洋幸委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第5号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第9、議第33号東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてまでの、1報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長、お願いします。

【深瀬事務局長】

令和6年、第4回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は16件です。

報第5号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号58番 土地の所在：大字観音寺字下仲田●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,006㎡ 他2筆。賃貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●
賃借人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●、解約後の利用：第三者に賃貸借となります。

以下、受付番号59番から4頁の受付番号73番までの15申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、16件です。

議第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号56番 土地の所在：大字東根元東根字中川原●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：769㎡ 他1筆。譲渡人住所氏名：東根市本丸南三丁目●●●● ●●●●。
事由：労力不足 経営面積：29a。譲受人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●
●●●●、事由：経営規模拡大 経営面積：1,077aであります。

以下、受付番号57番から7頁の受付番号65番までの9申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号66番 土地の所在：大字泉郷元沢渡字新南原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：160㎡ 他1筆。貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●、
●●●●。事由：労力不足、経営面積：118a。借人住所氏名：宮城県仙台市青葉区木町通二丁目●●●● ●●●●、事由：新規就農、経営面積：0a であります。

以下、受付番号67番から70番までの4申請は、記載のとおりであります。受付番号71番について取り下げ願いが提出されました。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 72 番 土地の所在：大字蟹沢字熊の堂●●●● 他2筆。地目、登記簿：田、
現況：樹園地、地積：861 m²。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●。

事由：労力不足、経営面積：30 a。借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、
事由：新規就農、経営面積：0 aであります。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、5 件です。

議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号 15 番 土地の所在：中央西●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：519 m²。譲渡人住所氏名：北海道札幌市東区北四十七条東十丁目●●●● ●●●●、
職業：無職。譲受人住所氏名：東根市四ツ家一丁目●●●● ●●●● 職業：公務員
東根市四ツ家一丁目●●●● ●●●● 職業：公務員。転用後の主要目的：一般住宅、
庭、家庭菜園他、所要面積計が1,482.72 m²。備考として、所有権移転、併用地有であります。以下、受付番号16番から13頁の受付番号19番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。15 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、60 計画です。

議第31号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 28 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：915 m²。売人住所氏名：東根市若木通り四丁目●●●● ●●●●、買人住所氏名：天童市北久野本三丁目●●●● ●●●●、利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和6年4月25日、対価、総額：300,000 円、支払方法：口座、支払期限：令和6年5月23日、引き渡し時期：令和6年5月24日、買人の耕作面積は186 aであります。

以下、受付番号 29 番から 17 頁の受付番号 38 番までの 10 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 140 番 土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,526 m²他 2 筆。貸人住所氏名：千葉県船橋市前原西四丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市本町●●●● ●●●●、種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和 6 年 4 月 25 日、終期：令和 16 年 4 月 24 日、賃借料：10 a あたり 8,938 円、10 年新規、借人の耕作面積は 140 a であります。

以下、受付番号 141 番から 24 頁の受付番号 188 番までの 48 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。25 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 41 計画であります。

議第 32 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。26 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 1 番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,876 m²。貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、借人住所氏名：東根市大字長瀬 1399 番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 6 年 4 月 25 日、終期：令和 16 年 11 月 30 日、賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 2 番から 30 頁の受付番号 26 番までの 40 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定機構です。

受付番号 41 番 土地の所在：大字長瀬字南方●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：163 m²。貸人住所氏名：村山市楯岡新町三丁目●●●● ●●●●、借人住所氏名：山形市大字中野目●●●● ●●●●。種類：使用貸借権設定機構、始期：令和 6 年 4 月 25 日、終期：令和 16 年 11 月 30 日。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。35 頁をお開き下さい。

議第 33 号 東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてであります。これは、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 7 条の規定に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、本会において決定するものであります。この度は、農業委員及び推進委員の改選期にあわせ見直すものです。

36 頁をお開き下さい。

内容といたしましては、第 1 としまして、基本的な考え方を定めております。第 2 に、具体的な目標と推進方法として、農業委員会に関する法律の改正により強化された、三つの施策を記載しています。

一つ目の施策として、1. 遊休農地の発生防止・解消についてですが、(1)として遊休農地の解消目標を表にして定めております。(2)として遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法を定めております。

二つ目の施策の、2. 担い手への農地利用の集積・集約化については、(1)として担い手への農地利用集積目標を表にして定めております。(2)担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法を定めております。

三つ目の施策の新規参入の促進についてですが、(1)として、新規参入の促進目標を表にして定め、(2)として新規参入の促進に向けた具体的な推進方法を定めております。

第 3 に、「地域計画」の目標を達成するための役割を定めており、総合的な見直しを行ったものであります。

以上で、報告案件 1 件と、議案 5 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。15 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、15 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 4 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 10 件、賃貸借権設定の許可申請 6 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 17 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 4 月 15 日実施の、事務局による現地調

査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 56 番、57 番、61 番、63 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 58 番、59 番、62 番の申請事由は、新規就農となります。受付番号 60 番の申請事由は、一括受贈となります。受付番号 64 番の申請事由は、自作地相互の交換となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 66 番から 71 番の申請事由は新規就農となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 72 番の申請事由は、新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏、他 5 名への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

なお、受付番号 71 番につきましては、あっせん委員会が開催されましたあとに、申請取り下げの申し出がありました。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第 111、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。
8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 4 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 5 件についてであります。転用許可申請関係案件については、去る 4 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 15 番、16 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 17 番、18 番、19 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号 17 番及び 18 番は、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲で駐車場、受付番号 19 番は集落に接続して、建築条件付き売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第 31 号農用地利用集積計画について、8 番石山一穂委員、及び、18 番門脇功委員が、議第 32 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、7 番永瀬清一委員、及び、8 番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは 15 分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【9番 栗原洋幸委員】

9番 栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第29号については、経営規模拡大、及び、新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第30号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第31号、及び、議第32号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第33号については、3年ごとの検証・見直しを行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番東海林光輝委員】

17番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第29号については、一括受贈、経営規模拡大、及び、新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第31号、及び、議第32号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第33号については、3年ごとの検証・見直しを行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16 番高橋浩一委員】

16 番高橋です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 29 号については、新規就農、経営規模拡大、及び、自作地相互の交換によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 30 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 31 号、及び、議第 32 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 33 号については、3 年ごとの検証・見直しを行ったもので、本市の農地等の利用の最適化を推進する指針と認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 5 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第 29 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 2 案件について一括して採決致します。

お諮りいたします。

議第 29 号及び議第 30 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 29 号及び議第 30 号については、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 31 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、8 番石山一穂委員及び、18 番門脇功委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 31 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 31 号については、決定することに決しました。

8 番石山一穂委員及び、18 番門脇功委員の復席を求めます。

8 番石山一穂委員及び、18 番門脇功委員に申し上げます。

ただいま、議第 31 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 32 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、7 番永瀬清一委員及び、8 番石山一穂委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 32 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 32 号については、決定することに決しました。

7 番永瀬清一委員及び、8 番石山一穂委員の復席を求めます。

7 番永瀬清一委員及び、8 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 32 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 33 号東根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について採決いたします。

お諮りいたします。

議第 33 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 33 号について、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 4 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 43 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員